

経済産業省 委託事業

国際税務の基礎知識と 諸外国の最新動向についての 情報提供セミナー

第13回 オーストラリア

2025年12月

オーストラリアの税制概要・進出時の留意点

【目次】

税制概要	3
事業課税	4
納税要件・課税範囲	8
源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税	9
法人課税にかかる各種優遇税制措置	10
企業進出形態の比較	12
PE課税	13
税務調査および異議申立て・税務訴訟	14
ホットトピック	15

税制概要



- オーストラリア連邦は、6つの州と2つの特別地域で構成されている。税務上、オーストラリアにはノーフォーク島、クリスマス島、ココス（キーリング）諸島、アシュモア・カルティエ諸島、サンゴ海諸島が含まれる。オーストラリアの政治体制は、立憲君主制で、英国王兼オーストラリア王を国家元首としており、議会は下院・上院の二院制である
- 言語：英語
- 通貨：オーストラリアドル（AUD）
- 居住法人：オーストラリアで設立された法人、もしくはオーストラリアで事業を営んでおり中心的経営管理の場所が国内か支配株主がオーストラリア居住者である法人となる
- 居住法人の課税所得の範囲：全世界所得
- 日本との租税条約：あり
- 日本との社保協定：あり
- 中央政府税務当局の名称：オーストラリア税務局（Australian Taxation Office；ATO）

法人所得税

税率	30% (合計年間総収入額が5千万AUD未満の小規模企業は25%（2025年度）)
課税年度	原則、課税年度は7月1日から翌年6月30日まで。 6月30日以外を末日とする課税年度は一定の状況の下、認められる。
申告納付期限	6月30日を課税年度末とする場合、確定納付期限は同年12月1日まで、申告期限は翌年1月15日まで（6月30日以外を末日とする課税年度の場合、確定納付期限は課税年度終了後6ヵ月目の月の1日まで、申告期限は課税年度終了後7ヵ月目の15日まで）（代理人が申告書を提出する場合には、申告期限延長可能）。

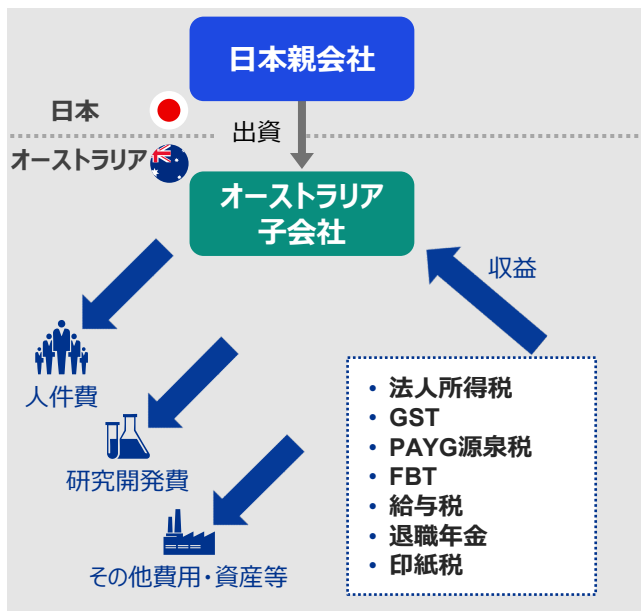
2025年7月1日 事業年度 (6月決算の場合) 2026年6月30日 2026年12月1日 2027年1月15日

(毎月または四半期ごとに) 中間納付 6ヵ月目の月の1日までに納税 7ヵ月半以内に申告

事業を展開する際に生じるその他の主な税、社会保険料

給与税	各州での勤務に対して支払われた給与に対して給与税（約5～7%程度であり、各州で異なる）の支払いを雇用主に義務付けている。 給与税は、年間の従業員への給与支払総額が一定額を超えた場合に課税される（基準額は各州により異なり、頻繁に変更されるため留意が必要）。
フリンジベネフィット税 (FBT)	従業員等の被雇用者に対して提供した現金給付以外の経済的便益（雇用に関連して提供されるもの）に対し、雇用主に税金（FBT）が課される。FBTは、従業員等に提供されたグロスアップ後の経済的便益の合計額に対し、47%の税率で課される。
財・サービス税 (GST)	ほぼすべての財・サービスに対して、10%の税率で課される。
印紙税	一定の種類の取引および法律文書に印紙税が課される。州税であるため、各州および特別地域は、異なる規定、印紙税率および免除規定を備えた独自の法律を有している。各州の税率などの法律は頻繁に変更されるため留意が必要。
退職年金掛金	雇用主は被雇用者のために退職年金基金に拠出を行う義務がある。2025年7月1日以降の拠出率は、各従業員に支払うOrdinary Time Earnings (OTE) に対して12%に設定されている。

事業課税（事業期間中）（1/2）



オーストラリア法人所得税

税率	30%（小規模企業は25%）
課税所得計算	決算書上の税引前利益に税務上の加算・減算調整を行って課税所得を算出。
欠損金	繰越期限 無期限
	利用制限 所有継続テスト（COT；continuity of ownership test）または、事業継続性テスト（BCT；business continuity test）を満たす場合に限り、将来の課税所得と相殺することができる。
キャピタルゲイン・ロス	<ul style="list-style-type: none"> キャピタルゲイン税資産（CGT資産）にかかるキャピタルゲインは通常の所得と合算して、同じ法人税率で課される。 キャピタルゲイン税資産（CGT資産）にかかるキャピタルロスは当期または将来のCGTにかかるキャピタルゲインとしか相殺できない。
中間納付	年次通常収入額（annual instalment income）が200万AUD未満の場合、前年の申告額に基づいて各四半期末後21日目までに予定納付（計4回）する必要がある。また年次通常収入額が200万AUD以上である企業は、中間納付を月次（毎翌月21日が期限、計12回）で行う必要がある。
法人所得税債務の時効	4年（租税回避行為が疑われる場合には、無期限）
連結納税制度	100%の支配関係にあるオーストラリア居住法人グループは、税属性（欠損金、キャピタルロス、フランキングクレジット等）をグループ間で活用するために連結納税制度を選択することができる。
税制改正	通常5月の連邦予算案に税制改正案が含まれる。その後、改正法案の公表、審議が行われるが、時期は各改正案により異なり、法律の成立と施行の時期は個別に決まる。

中小企業の特例

合計年間総収入額^{*1}（aggregated annual turnover）が500万AUD未満であり、かつ、受動的所得の課税所得に占める割合が80%以下の企業については、右の軽減税率が適用される。

法人税率	
2021年度～	25%

*1 合計年間総収入額は、日本を含む海外の親会社等の売上等を含む。

事業課税（事業期間中）（2/2）

課税所得の計算方法

会計上の税引前当期利益
(+) 益金算入項目 (+) 損金不算入項目 例：準備金・引当金、 会計上の減価償却費 (-) 益金不算入項目 例：外国子会社からの配当金 (-) 損金算入項目 例：税務上の減価償却費
当期課税所得
(-) 税務上の繰越欠損金
課税所得
(×) 企業所得税率
法人税額
(-) 源泉税額 (-) 中間納付税額
差引法人税額

法人所得税の計算上注意を要する項目

一般原則	<ul style="list-style-type: none"> 会社の事業目的を達成するためにのみ生じた費用は損金算入可能である。損金算入可能な費用は収益性の支出である必要があり、資本性の支出はCapital Allowance制度の下、特別に法で認められた場合にのみ損金算入可能となる。
支払利子	<ul style="list-style-type: none"> 支払利子は原則的に損金算入できる。 しかし、そのオーストラリア法人とその関連オーストラリア法人がその事業年度に損金算入する支払利子の合計額が2百万AUDを超え、かつ、総資産のうちオーストラリア国内資産の占める割合が90%未満の場合には、1) 固定比率テスト (Fixed ratio test)、2) グループ比率テスト (Group ratio test)、3) 外部第三者債務テスト (Third party debt test) のうちいずれかの計算方法を選択し、その控除額上限を超える負債利子は損金算入が認められない (過少資本税制*1)。
準備金および引当金	<ul style="list-style-type: none"> 見積りによる未実現損失に対する準備金や引当金は、損金算入できない。
配当	<ul style="list-style-type: none"> インプテーション制度*2により、オーストラリア居住法人からの適格配当 (オーストラリアの法人税が課された後の利益からの配当：Franked Dividend) は、制度上のグロスアップおよび税額控除の規定により実質的に非課税となる。 オーストラリア居住法人がオーストラリア非居住法人から受ける配当 (支払配当法人の10%以上の議決権を保有する場合) については、非課税となる。
損金不算入の費用	<ul style="list-style-type: none"> 準備金・引当金の繰入れ 交際費 過小資本税制が適用された支払利子 (一定の要件を満たす場合、翌期以降に繰越し可能)

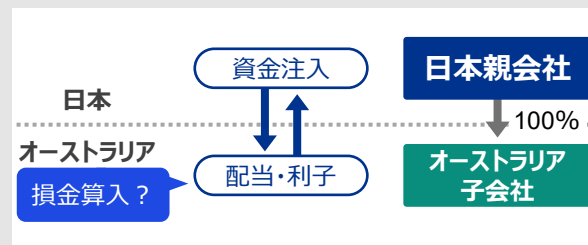
(*1) 関連者からの借入に係る支払利子等については、過少資本税制に加え、Debt Deduction Creation Ruleおよび移転価格税制が先行して適用される。過少資本税制は、報告年度における損金算入額の上限を定める役割を担う。

(*2) 適格配当に関して、受取配当の受領金額のほか、受取配当に対応する配当支払法人の法人税額の全部または一部に相当する金額を株主の所得に加算 (つまり、グロスアップ) し、この所得を基礎として算出された税額から、この加算した金額を控除する方式のこと。

事業課税（資金注入、資金還流時）

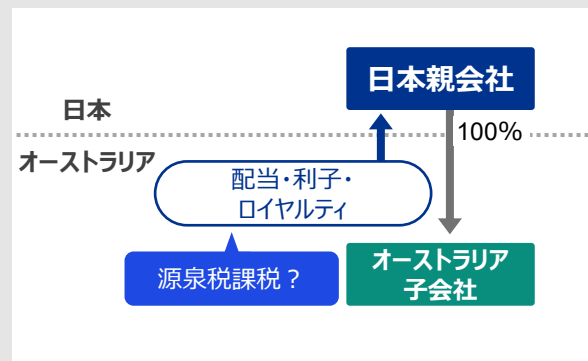
資金注入した場合の留意点

- オーストラリアには、資金調達、税務上負債または資本のどちらに分類されるかを決定するルールが存在する。
- 負債資金調達の利子は、一般的に損金算入が可能（過少資本税制・移転価格税制の制限を受ける場合を除く）。



利益の送金 および 関連者取引

- 配当、利子（関係会社間貸付）およびロイヤルティの外国法人への支払いは通常、源泉税の対象となる。
 - 配当：0～30%（下記適格配当参照）
 - 利子：10%
 - ロイヤルティ：30%
- 適格配当（オーストラリアの法人税が課された後の利益からの配当：Franked Dividend）については、源泉税は課されない。
- 日本への支払い等については日豪租税条約により下記のとおりとなる（特典制限条項（LOB）あり）。
 - 配当：0%（議決権-直接80%以上12か月以上保有の場合、適格配当の場合）
5%（議決権-10%以上保有の場合）
10%（その他の場合）
（上記すべて日豪租税条約の制限税率）
 - 利子：10%（日豪租税条約の制限税率）
 - ロイヤルティ：5%（日豪租税条約の制限税率）
- 非居住者への支店の利益送金は源泉税の対象とならない。



事業課税（撤退時）

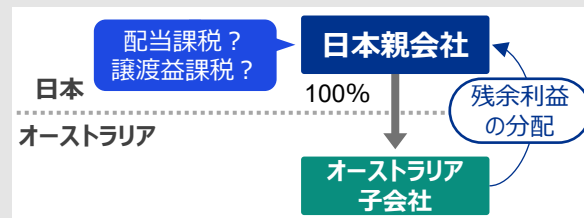
撤退時の キャピタルゲイン （譲渡益）課税

- 外国法人は課税オーストラリア資産（TAP）として定義される資産を譲渡した場合にのみ、そのオーストラリアのキャピタルゲインについて30%の税率で課税される（対価の15%の源泉税課税あり）。
- 課税オーストラリア資産には、直接または間接的なオーストラリアの不動産への投資持分や、オーストラリアの恒久的施設を通じて行われる事業のために使用されている資産が含まれる。
- オーストラリア子会社がオーストラリア不動産を有する場合、印紙税（州税）の課税に留意が必要。



清算時の 残余利益 に対する課税

- 清算法人の株主においては、残余財産のうち、資本金相当を除いた部分（留保利益）の分配については、30%の配当源泉税の課税対象となるが、適格配当（Franked Dividend）に該当すれば源泉税は課されない。また、配当にかかる日豪租税条約の適用関係は前ページ参照。
- また、残余財産のうち、資本金部分については資本の払い戻しとして課税関係は生じない。



納税要件・課税範囲

		居住法人	非居住法人（外国法人）	
課税所得の範囲		全世界所得 (キャピタルゲイン税資産に該当しない資産にかかるキャピタルゲインを除く)	国内源泉所得およびオーストラリア税法で「課税オーストラリア資産 ^{*1} 」と定義された特定の種類の資産の譲渡によるキャピタルゲインのみ課税される。なお、事業所得は、日豪租税条約によりPEがある場合にのみ課税される。	
投資先	居住法人	配当等	<ul style="list-style-type: none"> 適格配当の場合、免税 非適格配当の場合、源泉徴収（30%） 非居住者への支店の利益送金は源泉税の対象とならない 	
		株式等の譲渡	<p>譲渡利益 キャピタルゲイン税資産（CGT資産）に該当する資産を譲渡した場合には、課税所得に含められ、30%の税率で課税される。</p> <p>譲渡損失 CGT資産の譲渡損は、当期または将来のキャピタルゲインとのみ相殺される。</p>	「課税対象オーストラリア資産 ^{*1} 」にかかる譲渡益に対して30%の税率で法人所得税が課される（譲渡対価の15%の源泉税課税もあり）。
	非居住法人	配当等	議決権の10%以上を所有する海外関係会社からの配当については、非課税。	
		株式等の譲渡	株式の10%以上を所有する海外関係会社（能動的な事業活動を行うもの）の株式の譲渡益については非課税。	
国外支店の所得の取扱い		能動的な事業活動を行うものは非課税。		
CFC課税		一定の要件に該当するControlled Foreign Company（CFC）に該当する子会社の所得（一般に、配当、利息などの受動所得や関連当事者から受ける所得など）が居住法人の持分保有割合に応じて課税される。ただし、事業活動基準（active income test；企業実体の要件や会計原則の順守など）の要件を満たす場合には課税されない。		

*1 オーストラリア国内の不動産、オーストラリア国内不動産にかかるポートフォリオ投資でない間接持分、およびオーストラリア国内のPEを通じて行う事業に用いられる資産

源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税

<p>国内向け払いにかかる源泉税</p>	<p>配当：対象外 利子：対象外</p>
<p>従業員の雇用にかかる税務等</p>	<p>社会保険料および給与にかかる税 雇用主は雇用にかかる以下の社会保険料および税金を支払わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職年金掛金：月額給与の12% 給与税：年間給与の約5～7%程度 労災保険：該当期間の見積もり給与額等を基に計算 FBT：FBT対象額をグロスアップして計算したFBT課税額の47%
<p>財・サービス税 (GST)</p>	<p>課税取引 オーストラリアで課税事業者が供給するほぼすべての物品およびサービス、ならびに物品および一定のサービスの輸入</p> <p>税率 標準税率は10%である。 物品・サービスの輸出、食品、多くの医療サービス、教育等には0%税率が適用される。 金融サービス、居住用賃貸、居住用不動産は非課税とされる。</p> <p>課税期間 毎月（年間売上高が20百万AUD未満の登録事業者は四半期ごと）</p> <p>インボイスの有無 GSTのためのインボイスを発行しなければならない。</p> <p>申告期限および納付期限 申告期間終了の翌月21日（四半期ごとの場合は、翌月28日）までに事業活動明細書によって申告し、納付する。</p>
<p>印紙税</p>	<p>不動産の移転（不動産を保有している法人の株式を譲渡する場合を含む）の場合には、印紙税が課される。税率、免税点は州によって異なる。</p>
<p>デジタル課税</p>	<p>非居住者の事業者がオーストラリア国内の消費者にデジタルサービスを提供する際には、事業者登録を行いGSTが課税される。</p>

法人課税にかかる各種優遇税制措置

項目	対象企業	優遇措置内容																		
研究開発税制 (Division 355 of the Income Tax Assessment Act (ITAA) 1997)	オーストラリアで設立された法人ならびにオーストラリアと租税条約を締結した国に居住し、オーストラリアの恒久的施設を通じて研究開発活動を行う法人	・ 下記は2021年7月1日以降に開始する事業年度から適用																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">合計年間総収入額^{*1}</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>200万AUD未満</th> <th>200万AUD以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優遇内容</td> <td> 適格研究開発関連の支出1.5億AUDまで、その金額に適用法人税率（30%または25%）に18.5%を上乗せした割合を乗じた金額に相当する税額控除が受けられる（還付申請可能）。 </td> <td> 適格研究開発関連の支出1.5億AUDまで、その金額に適用法人税率（30%または25%）に下表の年間支出に対する研究開発費割合のレンジ（Intensity range）に応じた割合（Intensity premium）を上乗せした割合を乗じた金額に相当する税額控除が受けられる（還付申請不可能）。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>Tier</th> <th>Intensity range</th> <th>Intensity premium</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>0~2%</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2%+</td> <td>16.5%</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		合計年間総収入額 ^{*1}		項目	200万AUD未満	200万AUD以上	優遇内容	適格研究開発関連の支出1.5億AUDまで、その金額に適用法人税率（30%または25%）に18.5%を上乗せした割合を乗じた金額に相当する税額控除が受けられる（還付申請可能）。	適格研究開発関連の支出1.5億AUDまで、その金額に適用法人税率（30%または25%）に下表の年間支出に対する研究開発費割合のレンジ（Intensity range）に応じた割合（Intensity premium）を上乗せした割合を乗じた金額に相当する税額控除が受けられる（還付申請不可能）。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>Tier</th> <th>Intensity range</th> <th>Intensity premium</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>0~2%</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2%+</td> <td>16.5%</td> </tr> </tbody> </table>	Tier	Intensity range	Intensity premium	1	0~2%	8.5%	2	2%+	16.5%
			合計年間総収入額 ^{*1}																	
項目	200万AUD未満	200万AUD以上																		
優遇内容	適格研究開発関連の支出1.5億AUDまで、その金額に適用法人税率（30%または25%）に18.5%を上乗せした割合を乗じた金額に相当する税額控除が受けられる（還付申請可能）。	適格研究開発関連の支出1.5億AUDまで、その金額に適用法人税率（30%または25%）に下表の年間支出に対する研究開発費割合のレンジ（Intensity range）に応じた割合（Intensity premium）を上乗せした割合を乗じた金額に相当する税額控除が受けられる（還付申請不可能）。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>Tier</th> <th>Intensity range</th> <th>Intensity premium</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>0~2%</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2%+</td> <td>16.5%</td> </tr> </tbody> </table>	Tier	Intensity range	Intensity premium	1	0~2%	8.5%	2	2%+	16.5%									
Tier	Intensity range	Intensity premium																		
1	0~2%	8.5%																		
2	2%+	16.5%																		

*1 合計年間総収入額は、日本を含む海外の親会社等の売上等を含む。

法人課税にかかる各種優遇税制措置

Future Made in Australia計画

オーストラリア政府は再生可能エネルギー分野でのリーダーシップを確立し、天然資源の付加価値化の促進、経済安全保障を強化することで、ネットゼロ経済への移行を目指している。以下の税額控除は、脱炭素化およびエネルギー転換に必要な鉱物の生産促進を図ることを目的として法案作成中であり、2027年7月1日以後開始事業年度から2040年6月30日以前終了事業年度まで適用予定。

項目	対象企業	税額控除対象	優遇措置内容	事前登録
クリティカルミネラル生産税額控除	以下の要件をすべて満たす企業 <ul style="list-style-type: none"> オーストラリア法上の法人であること オーストラリア国内において登録されたクリティカルミネラル生産活動を1つ以上実施していること 事業年度内にクリティカルミネラル生産活動に係る費用が発生していること クリティカルミネラル生産活動から発生する所得が法人税の課税対象であること コミュニティ利益原則を実施するための規則に従っていること 	Australia's Critical Minerals Listに掲載されているクリティカルミネラルの加工および精製費用 ※対象外費用 <ul style="list-style-type: none"> 探鉱や採掘に係る費用 資本的支出 資金調達費用 フィードストック 知的財産関連支出の上限超過分 	10%の税額控除（還付可能）	産業長官（Industry Secretary）宛に活動内容の事前登録および年次報告義務がある。
水素生産税額控除	以下の要件をすべて満たす企業 <ul style="list-style-type: none"> オーストラリア法上の法人であること 水素生産プロフィールを保有していること 水素生産活動から発生する所得が法人税の課税対象であること コミュニティ利益原則を実施するための規則に従っていること 	以下の要件をすべて満たす再生可能水素 <ul style="list-style-type: none"> 2027年7月1日から2040年6月30日までの間にオーストラリア国内で生産されていること 生産施設はクリーンエネルギー規制当局（CER）から認証された生産プロフィールを有していること 登録済み製品生産保証（PGO）証明書を有し、水素排出強度が1kg当たり0.6kgの二酸化炭素を超えていないことが記載されていること PGO証明書に訂正通知が発行されていないこと 	再生可能水素1kg当たり2 AUDの税額控除（還付可能） ※当該税額控除とHydrogen Headstart助成金二重取りはできないため、税額控除の額に応じて助成金額は減額される。	N/A

企業進出形態の比較

	メリット	デメリット
子会社 (現地法人)	<ul style="list-style-type: none"> 現地法人は、法的には日本の親会社から独立した主体になるため、オーストラリアでの事業活動に関して訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人になる。日本の親会社が直接オーストラリアで裁判の当事者とされることは基本的にはない。 日本の親会社がオーストラリア税務当局の税務調査の対象となることは基本的にはなく、オーストラリアにおける税務申告の観点からは現地法人が当該法人の課税所得のみを申告納税するだけで済む。 	<ul style="list-style-type: none"> 現地法人を設立する際に一定の手続きが必要となる。 税務上、現地法人において生じた欠損金を日本の親会社の課税所得と相殺不可（ただし、オーストラリアに現地法人がすでに存在し、新たに設立される会社が孫会社となる場合には、連結納税制度を適用することにより、オーストラリア内において既存子会社の課税所得と姉妹会社や孫会社の欠損金との相殺は可能）。
支店	<ul style="list-style-type: none"> 開業当初に損失が出た場合、日本本社の課税所得と相殺し、節税効果が期待できる。 本社経費を合理的な範囲で支店に配賦し、オーストラリアの課税所得から控除できる。 日本本社への支店の利益送金は源泉税の対象とならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本本社が、支店の債務について直接責任を負うこととなるため、連邦および州の裁判管轄に服することになる。その結果、提訴された場合には本社が被告となる。 また支店の税務調査が本社まで及ぶ可能性があり、本社の帳簿・証憑書類等の提出を求められることがある。 支店設置の際、日本本社の取締役の身分証明書を原本証明、英訳など実施の上提出する必要がある。
駐在員事務所	<ul style="list-style-type: none"> 駐在員事務所設立にあたっては、登記の必要はなく、その活動が準備的または補助的活動に限られていることを条件として、法人税の納税対象とはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリアでの活動が、情報収集や提供、市場調査などに限られる。 実際にオーストラリア国内の活動が準備的または補助的活動の範囲にとどまっているかどうかの判断は、事業目的、事業規模その他の事情を総合的に勘案して判定される。日豪租税条約における恒久的施設（PE）と認定されると、オーストラリア連邦税が発生する。
出張ベース	<ul style="list-style-type: none"> 法人や事務所の設立がないため、コストと事務手続きを抑えて進出できる。 	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリア進出の規模は相当程度限定される。 出張者のオーストラリアでの活動によっては、日本本社がオーストラリアにおいてPEを有していると認定される可能性がある。

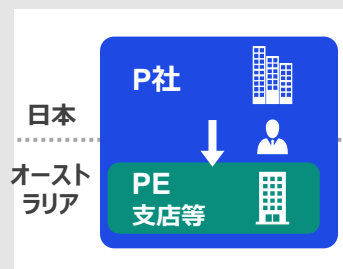
PE課税 - PEの種類

PEの種類

オーストラリアのPE類型は、日本と締結した租税条約においては次のとおり規定されている。

1 支店PE

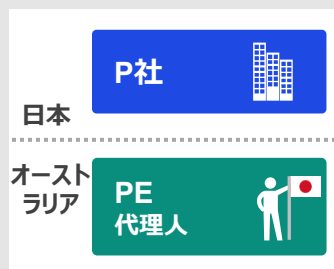
- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源採取場所
- ⑦農業、牧畜業または林業の用に供されている財産



(日豪租税条約第5条第2項)

2 代理人PE

外国企業が一定の要件に合致する従属代理人を要している場合のその代理人
(常習代理人)



(日豪租税条約第5条第7項)

3 建設PE

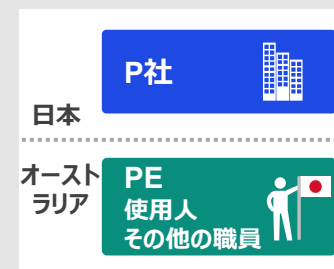
12か月を超える期間存続する建築工事現場、建設もしくは据付工事



(日豪租税条約第5条第3項)

4 サービスPE等

12か月を超えて継続する建築工事現場または建設もしくは据付けの工事に関連する監督活動またはコンサルタントの活動。または、いずれかの12か月の期間において、**(i) 計90日を超える天然資源の探査、または開発（大規模設備の運用を含む）、**
(ii) 計183日を超える大規模設備の運用（(i)に該当するものを除く）



(日豪租税条約第5条第4項等)

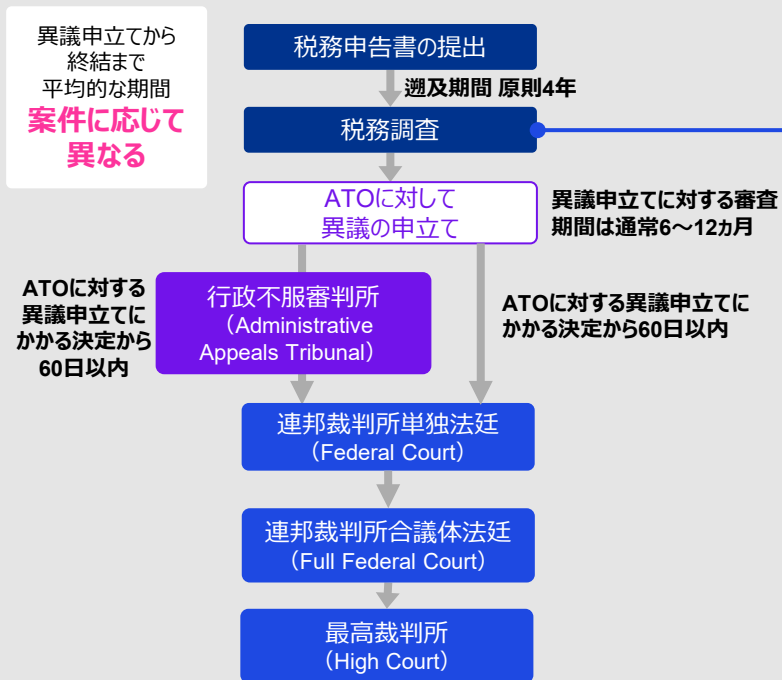
MLI条約の署名：わが国およびオーストラリアについて2019年1月1日に発効。

PEに関連するMLI条約の規定の適用：以下の読み替えおよび追加が行われている。

- ・ 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外についてそれぞれが準備的・補助的であることが必要）
- ・ 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外について密接に関連する者も一体判定）および企業と密接に関連する者の定義

税務調査および異議申立て・税務訴訟

紛争解決手続きおよびプロセス



当局の執行体制

税務当局の名称：Australian Taxation Office (ATO)

職員数約22,000人（2024年6月30日時点）

税務調査の執行上の特徴

- ① 調査対象の選定
ATOによって行われるTax ReviewやCombined Assurance Reviewによって高リスクとされた納税者を調査対象とする。
- ② 対象税目
連邦税の調査は直接税の法人所得税と間接税のGSTとは別々に行われる。
- ③ 調査の期間
通常の税務調査は18か月までを調査の期限としている。

紛争解決手続き

- ① ATOより税務調査による査定（assessment）を受け取った納税者は、その査定に異議がある場合には、ATOの異なる部署に異議申立てを行う。ATOに対する異議申立てから決定まで6~12か月かかる。
- ② 納税者は、ATOの決定に異議がある場合には、60日以内に連邦裁判所が行政不服審判所に訴訟を提起するか不服申立てを行うことができる。書類を提出し審理が行われてから判決までに2年以上かかることもある。
- ③ 納税者またはATOは上級裁判所に上訴が可能である。

ホットピック① Debt deduction creation rule

- Debt deduction creation rule (DDCR) は、関連会社間において商業目的ではないスキームによって過剰に創出された負債に対応する利子等の費用の損金算入を否認する税制であり、2024年7月1日開始事業年度以降施行された。
- 年間利子等損金算入額が2百万AUD以下の場合、または、外部第三者債務テスト (Third party debt test) を選択している場合は本税制の対象外となる。
- DDCRが適用され、損金不算入となった利子等は永久差異として否認される。

Rule 1

関連会社からの資産・債務取得

対象負債利子：

直接的または関連会社を通じた間接的なキャピタルゲイン資産や法的義務の取得に際し発生した関連会社への支払いに関連する負債利子

※対象外資産・債務

- オーストラリアまたは外国法人における新たな出資持分の取得
- 一定の新しい有形減価償却資産の取得
- 一定の新しい負債利子の取得

Rule 2

関連者への分配

対象負債利子：

関連法人への支払いや分配のために、別関連法人から資金調達を行った場合の、当該別関連会社への支払いに関連する負債利子

例：

- 配当・株式以外の分配信託
- パートナーシップからの分配資本の払い戻し・持分の消却または償還
- 関連会社に対するローンの元本返済
- ロイヤルティ

ホットピック② 第2の柱 (1/2)

事前登録：不要

対象企業：特定多国籍グループ等（過去4年中2年以上連結総収入金額が7億5千万EUR以上の多国籍グループ等）

申告・納付期限：事業年度終了後15ヵ月以内^(*)にPillar Two ReturnをATOに提出および申告額を納付

Pillar Two Tax Return：

以下の3つの申告書で構成されている。

- ①The GloBE Information Return (GIR) or The Foreign Notification Form (FNF)
- ②The Australian Income Inclusion Rule / Undertaxed Profits Rule tax return (AIUTR)
- ③The Australian Domestic Minimum Tax Return ("DMTR")

- 各申告書の様式は2025年10月時点でまだ発表されていない。
- DMT、IIR、UTPRの課税所得がゼロの場合でも申告書提出義務がある。
- 連結申告グループはPillar Two Returnにおいても連結申告が可能。
- 申告が遅れた場合はペナルティーあり。

適用開始時期：

	日本	オーストラリア
IIR	2024年4月1日以後開始事業年度	2024年1月1日以後開始事業年度
QDMTT	2026年4月1日以後開始事業年度	2024年1月1日以後開始事業年度
UTPR	2026年4月1日以後開始事業年度	2025年1月1日以後開始事業年度
GIR	2024年4月1日以後開始事業年度	2024年1月1日以後開始事業年度
AIUTR	NA	2025年1月1日以後開始事業年度
DMTR	NA	2024年1月1日以後開始事業年度

(*1) 初年度のみ18ヵ月以内。2年目以降は15ヵ月以内。例) 2025年3月末事業年度の申告期限：2026年9月30日、2026年3月末事業年度の申告期限：2027年6月30日

ホットピック② 第2の柱 (2/2)

OECDモデルルールとの差異：

	OECDモデルルール	オーストラリア
会計基準	ETRの計算に用いる会計基準はUPE GAAPもしくは一定条件の下で現地会計基準のいずれかを選択可能。	UPE GAAPのみ。
使用通貨	現地通貨の使用可能。	現地通貨の使用不可。UPEレポートに使用されている通貨のみ使用可能。
完全子会社以外へのQDMTTの適用	各国の裁量に委ねる。	完全子会社ではない法人およびジョイントベンチャーに対してもQDMTTを100%適用する。
連帯責任	各国の裁量に委ねる。	特定多国籍グループ等に属するすべてのエンティティー（オーストラリア国外エンティティーや財務諸表を作成するすべての信託、パートナーシップ、ジョイントベンチャーを含む）はトップアップ税に対して連帯責任を負う。
フランキングクレジット	各国の裁量に委ねる。	オーストラリアDMTトップアップ税に関してはフランキングクレジットの発生を認めるが、オーストラリアIIRトップアップ税については認めない。
外国税額控除	各国の裁量に委ねる。	外国のDMTトップアップ税が税額控除や補助金等の形式で還付される場合には、外国税額控除は認めない。

ホットピック その他

01

Top1,000の納税者に対するATOレビュー

ATOは、2020年10月より開始したCombined Assurance Review (CAR)を継続している。CARは、ATO内部の租税回避タスクフォースが、Top 1,000企業に対して実施するレビューである。

CAR概要：

- 対象企業：Top 1,000（オーストラリアでの売上金額が350百万豪ドル超）の企業
- 対象期間：法人税は過去4年、GSTは過去1年（各企業の状況によりATOが決定）
- 対象税目：法人税およびGST
- 実施期間：約4ヵ月～（対象企業の規模や複雑性により18ヵ月など長期に及ぶケースが見られる。）

質問状の受取りから約8週間以内に関連資料を提出する必要があり、その内容の正確性や対応力が問われるため、事前の準備が必要。また、資料提出のタイミングや内容の説明など、ATOと連携してCARを進捗させることが重要。

02

非居住者キャピタルゲイン課税の拡大

非居住者キャピタルゲイン課税について以下の改正が行われ、国王裁可後最初の1月、4月、7月、10月のいずれかから施行予定。

1. 課税対象の拡大

オーストラリアの土地もしくは天然資源と密接な関係を持つ資産（土地の使用ライセンス、土地に設置されたインフラや機械、エネルギー資源等）が非居住者キャピタルゲイン課税の対象となる。

2. 判定基準の変更

資産の判定基準であるPrincipal asset test（主要資産テスト）は、従来の特定時点での評価から、365日の一定期間にわたる評価へと変更される。

3. ATOへの通知義務

以下の要件に当てはまる場合には、キャピタルゲイン取引の28日前までにATOへの通知が義務付けられる。

- 非居住者がオーストラリア国内企業の出資持分を譲渡し、当該譲渡が非居住者キャピタルゲイン課税の対象ではないと申告する場合
- キャピタルゲイン取引金額が20百万AUDを超える場合

ホットピック その他

03

退職年金掛金

- 雇用主が従業員の給与に対して支払義務のある退職年金掛金の拠出率が2025年7月1日から12%に引き上げられた（2024年度は11.5%）。
- 2026年7月1日以降、Payday Super Ruleに基づき、退職年金掛金の拠出頻度が引き上げられる予定。その結果、給与支払いと同タイミングでの拠出が実質的に求められることになる。
- ATOはSingle Touch Payrollデータを使用して従業員と雇用主間で適切に退職年金掛金が支払われているか確認を行っており、未払の雇用主に対してディレクター罰則通知や差押えなど厳しい対応を行っている。
- 判例では罰則の減免は認められておらず、例外的事情の証明は非常に困難。

04

Supplementary annual GST Return (補足年間GST申告制度)

- GST Assurance Reviewに沿った新措置で、レビューを効率化し、申告年度内の主要なガバナンスとGST変更を把握することを目的に、従来のAnnual GST Returnとは別に設計された追加申告制度。
- GST Assurance Reviewを受けた大企業が対象となる。

オーストラリアの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピック

【目次】

移転価格税制の概要	21
ローカルファイルの概要	22
オーストラリアにおけるLFについて	23
マスターファイルの概要	25
国別報告書の概要	26
オーストラリアにおけるリスク評価アプローチ	27
オーストラリアにおける最近の移転価格調査に係るトピック	28
オーストラリアPublic CbCRの導入	29

移転価格税制の概要

1. 移転価格税制導入時期	1981年5月28日	
2. 関連者の定義	関連者について具体的な定義はなく、オーストラリア法人が独立企業間価格ではない取引によって税務上の便益を得ていれば、国外取引の相手がオーストラリア法人と特殊な関係を有するかを問わず適用される。	
3. 移転価格調査の時効	7年 (ITAA 1997 Subsection 815-B to D)	
4. 独立企業間価格の算定方法	下記算定方法のうち最も適切な方法を選定 (Taxation Ruling TR 97/20) ① CUP法 (独立価格比準法) ② RP法 (再販売価格基準法) ③ CP法 (原価基準法) ④ PS法 (利益分割法) ⑤ TNMM (取引単位営業利益法)	
5. 事前確認 (以下、「APA」) / 相互協議 (以下、「MAP」) の適用可能性	日本との租税条約の有無 あり	実務上の適用可能性 あり 日豪間の相互協議は通常年2~3回程度実施される。

ローカルファイルの概要

ローカルファイル（以下、「LF」）の概要	
1. 作成義務対象者	<ul style="list-style-type: none">➢ LFの作成・提出義務者は、国別報告書（以下、「CbCR」）提出義務者である。（ITA1997 Subdivision815-E）CbCR提出義務者とは、年間グループ連結売上高が10億AUD以上の多国籍企業グループに属し、国外関連取引を行うオーストラリア法人等を指す。➢ オーストラリアのLFは、OECD移転価格ガイドライン第V章におけるLF（以下、「OECD LF」）と異なり、①Short form local file（以下、「簡易版LF」）、②Part A、③Part Bの3つのパートで構成される。なお、次頁のとおり、免除要件を満たす場合は、簡易版LFの作成のみが必要となり、Part A・Part Bは免除となる。
2. 作成期限	法人税申告期限（通常は報告対象事業年度末の6ヵ月半後）
3. 提出期限	報告対象事業年度終了後12ヵ月以内
4. 作成言語	英語
5. 罰則	<ul style="list-style-type: none">• MFの未提出の場合の最大罰則は、825,000 AUD• 虚偽・誤解を招く申告の場合の罰則は、39,600 AUD <p>なお、移転価格文書が同時性を満たして作成され、かつオーストラリア税務局（以下、「ATO」）に提出された場合、税務署長による移転価格調整が行われた際には、納税者は罰則軽減の根拠を得ることができる。また、移転価格調整による税額不足がオーストラリア納税者の「合理的主張基準額」（①1万AUDまたは②その課税年度の所得税額の1%のいずれか大きい方）未満の場合、罰則は適用されない。</p>

オーストラリアにおけるLFについて（1/2）

オーストラリアにおけるLFは、簡易版LF・Part A・Part B から構成される。

なお、以下の条件をいずれか満たす場合は、簡易版LFの作成のみで可。Part A・Part Bは免除となる。

- ① **国外関連取引（International Related Party Dealings、以下「IRPD」）の総額が200万AUD未満であり、“Short Form除外リスト”に該当するIRPDがない。**

【Short Form除外リスト】

以下に示す種類のIRPDがある場合、これらの取引の金額が低額であってもリスクの程度を必ずしも反映していないため、Part A・Part B 免除にはあたらない。

- 金利、通貨、商品、その他の資産に関連して価値が決定されるスワップ、フォワード、先物、オプションなどを含む、あらゆるデリバティブ
- 商標、特許、意匠、著作権、その他の知的財産や類似の財産または権利、またはその一部の法的または衡平法上の譲渡
- 商標、特許、意匠、著作権、その他の知的財産、機密性の高い技術、または類似の財産や権利の使用権または使用権の付与資本的性質を有するIRPD

- ② **重要性に係る簡易移転価格記録保持（the Simplified Transfer Pricing Record Keeping、以下、「STPRK」）基準を満たす「小規模納税者」に該当し、「Short form exceptions list」（以下、「Short Form除外リスト」）上のIRPDがない。**

【STPRK基準：「小規模納税者」基準については以下のとおり】

1. 小規模納税者：オーストラリア法人の年間売上高が5千万AUD未満（その他の基準も満たす必要あり）
2. 販売会社：販売会社の年間売上高が5千万AUD未満かつ税引前利益率が3%以上（その他の基準も満たす必要あり）
3. 低付加価値グループ内サービス：受領・提供したサービスの合計が200万AUD未満、または200万AUD超の場合は、受領サービスが総費用の15%以下、提供サービスが売上高の15%以下であり、受領サービスのマークアップが5%以下、提供サービスのマークアップが5%以上（その他の基準も満たす必要あり）
4. 低額インバウンドローン：年間を通じてローン残高が5千万AUD未満、かつ2023年度／2024年度の金利が5.81%未満（その他の基準も満たす必要あり）
5. 低額アウトバウンドローン：年間を通じてローン残高が5千万AUD未満、かつ2023年度／2024年度の金利が5.81%以上（その他の基準も満たす必要あり）（Practical Compliance Guideline2017/2）
6. 重要性基準：オーストラリア法人の年間売上高が1億AUD以下、かつグループ内取引総額が総売上高の2.5%以下（その他の基準も満たす必要あり）
7. 技術サービス：サービス料の受領または支払いが納税者のグループ内取引総額の50%以下であり、受領サービスのマークアップが10%未満、提供サービスのマークアップが10%以上（その他の基準も満たす必要あり）

オーストラリアにおけるLFについて (2/2)

オーストラリアにおけるLFは、簡易版LF・Part A・Part B から構成される。

フォーマットはXMLスキーマとなっており、専用のソフトウェア等の準備が必要である。

項目	簡易版LF*1	Part A (IRPD取引)	Part B (契約および関係書類)
概要	オーストラリアの納税者ビジネスの概要	オーストラリア納税者の国外関連取引の詳細	グループ間契約およびAPA/税務裁定に関する情報
記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主な事業分野と主要競合について ■ 組織構造と海外報告開示について ■ 重要な再編や新たな取り決め、無形資産の移転・ライセンス・創出について 	<ul style="list-style-type: none"> ■ IRPDの詳細（取引区分、金額、相手先、取引目的等） ■ 適用した移転価格算定方法 ■ 移転価格文書化の有無 ■ 外貨換算損益 ■ 契約書の有無 ■ 事業再編や組織変更があればその概要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取引ID（Part Aで使用したもの） ■ パートB除外リスト*2に記載されていないグループ間取引については移転価格算定方法、契約書や関連文書の有無と取得状況 ■ 他国で取得したAPAや税務裁定の有無と関連情報

*1 ATOは、2024年1月1日以降に開始する報告期間に対して、簡易版LFについての仕様の変更を実施した。主な変更点は以下のとおりである。

✓ OECD LF形式とは異なる3つの主要セクションを構成。

✓ 作成指示書が従来の9ページから111ページに増加。

*2 パートB除外リスト：「従業員出向契約に基づく償還」、「低付加価値または低リスクのサービス契約」、「低付加価値または低リスクの株式売買契約」および「普通株式の発行」が含まれる。

マスターファイルの概要

マスターファイル（以下、「MF」）の概要	
1. 作成義務対象者	<ul style="list-style-type: none">➤ 以下のいずれかの基準に該当するSignificant Global Entity（以下、「SGE」）はMFの作成対象者となる。<ul style="list-style-type: none">• 年間収入が世界計で10億AUD以上の多国籍企業の親会社• 年間収入が世界計で10億AUD以上の多国籍企業の親会社に会計上連結されている会社➤ ただし、以下の状況に該当する場合は、MFの提出免除に該当する可能性がある（納税者側が個別にATOへ申請して免除の了承を得る必要がある）。<ul style="list-style-type: none">• 連結グループ会社が国外に所在していない、または国外のPEを通じて事業を行っていない場合• CbCR免除規定に該当し、かつ連結グループ内にてMFの作成義務または提出義務があるのがオーストラリアのみの場合• 前年度SGEグループ内であったが、当年度中の会社分割または売却等によりSGEグループから外れた場合
2. 作成 / 提出期限	報告対象事業年度終了後12か月以内
3. 罰則	<ul style="list-style-type: none">• MFの未提出の場合の最大罰則は、825,000 AUD• 虚偽・誤解を招く申告の場合の罰則は、39,600 AUD

国別報告書の概要

国別報告書（以下、「CbCR」）の概要

<p>1. 作成義務対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 以下のいずれかの基準に該当するSGEがCbCRの作成対象者となる。 <ul style="list-style-type: none"> • 年間収入が全世界合計で10億AUD以上の多国籍企業の親会社 • 年間収入が全世界合計で10億AUD以上の多国籍企業の親会社に会計上連結されている会社 ➢ ただし、以下の状況に該当する場合は、CbCRの提出免除に該当する可能性がある（納税者側が個別にATOへ申請して免除の了承を得る必要がある）。 <ul style="list-style-type: none"> • 連結グループ会社が国外に所在していない、または国外のPEを通じて事業を行っていない場合 • 上記の10億AUD以上の基準を満たしているが、多国籍企業の親会社の法令管轄地域においてCbCRの作成義務または提出義務がない場合 • 前年度SGEグループ内会社であったが、当年度中の会社分割または売却等によりSGEグループから外れた場合 • オーストラリアに恒久的施設を持つ海外会社である場合 ➢ 自動的情報交換が可能にもかかわらず情報交換がなされない場合は、セカンダリーファイリングメカニズムにより、国別報告書入手する。（LCR 2015/3 35条より）なお、日本とオーストラリアの間ではCbCRの自動的情報交換が行われているため、在オーストラリア日系企業の提出は不要。 ➢ 全世界売上が年間10億AUDを超える多国籍企業グループの親会社またはその他のグループ会社の所在地国でいずれもCbCRの提出義務がない場合は、オーストラリア子会社が、「Exemption Request」を税務当局に提出すれば、CbCRが提出免除される可能性がある。（ATOガイダンス「Country-by-Country reporting」「Exemption」より）
<p>2. 提出期限 / 作成期限</p>	<p>規定はない。</p>
<p>3. 罰則</p>	<p>規定はない。</p>
<p>4. CbCRに係る通知（Notification）の要否</p>	<p>規定はない。</p>

オーストラリアにおけるリスク評価アプローチ

2019年3月、ATOは国内の販売子会社に係るリスク評価アプローチのガイドラインの最終版（PCG 2019/1）*1を発表

- 当該アプローチは5年加重平均のEBIT（支払金利前税引前利益）に基づくものである。
- 業界を下記のとおり4区分し、それぞれ定められたEBITマージン（EBIT／売上高）の“中リスク”レンジを超えれば“低リスク”、下回れば“高リスク”と位置付けられる（なお、Life SciencesおよびInformation and Communicationについては果たす機能リスクの程度に応じてさらに細分化）。
- 納税者は本ガイドラインのどのリスクゾーンに該当するかを自己評価し、申告書付表を提出する必要がある納税者は当該結果を記載する必要がある。

業界区分	機能リスクの程度	“中リスク”レンジ
Life Sciences（医薬品を含む）	高	7.0～10.0%
	中	5.5～8.9%
	低	3.6～5.1%
Information and Communication Technology	高	4.1～5.4%
	低	3.5～4.1%
Motor Vehicles	-	2.0～4.3%
そのほか（A ‘catch-all’ General Distributor）	-	2.1～5.3%

- “高リスク”納税者に対しては、ATOによる税務レビューや調査を受ける可能性が高い（特に過去3年で赤字の会社）。
- また、“低リスク”、および“中リスク”納税者には簡易的なAPAプロセスを認める等のさらなるインセンティブについて言及されている。

対応方法に ついての助言

- リスクが低リスク以外に該当する場合には、豪子会社の機能リスクの実態を整理し、現状の移転価格設定方法が合理的であるか（子会社の利益率が適切か）を説明できるかどうか詳細な確認を行う。
- 上記確認後、①移転価格文書にて納税者税務ポジションを抗弁する、あるいは②低リスクになるように移転価格を見直す。
- 実際にリスクが認められた一部の企業に対して調査が行われており、必要に応じてAPAも検討することが推奨される。

*1 PCG 2019/1は、APALレビューの勧告との整合性を図るため、現在更新・調整中である。現行のガイドラインが改正されるまでの期間においては、両者間の不整合は無視され、APALレビューの勧告が優先適用される。

オーストラリアにおける最近の移転価格調査に係るトピック

移転価格調査が行われやすい企業・取引の特徴

グループの 利益率	多国籍企業グループの利益率が高い
所属する セクター	資本集約型の産業に従事している場合（石油等の資源、PE等のファンド、製薬業、不動産業等）
取引内容	無形資産取引（特に無形資産の有無が議論の対象となる場合）および金融取引
対応方法に ついての助言	前述のとおり日本などの移転価格税制と文書化において必要な対応が異なるため、オーストラリア特有の事項に対して対応することが必要である。

オーストラリアPublic CbCRの導入 (1/3)

オーストラリアにおけるPublic CbCRの法制化内容

適用対象者	<ul style="list-style-type: none">▶ 以下のすべての条件を満たす「国別報告（CbCR）を行う親会社」が適用対象者• 法人格の形態：会社法上の法人、パートナーシップ、信託• 収入基準：1年間の全世界収入が10億AUD以上• 独立性：オーストラリアの会計原則に基づき、そのグループ内で別の法人によって管理されていない法人• 本店所在地：オーストラリアに本社を置く法人または外国に本社を置く法人
報告義務者	<ul style="list-style-type: none">▶ 国別報告（CbCR）を履行する親会社が、以下のすべての条件を満たす場合に、Public CbCRの報告・開示義務がある。• 前年度の実績に基づき、国別報告（CbCR）を行う親会社である。• 報告期間中のいずれかの時点において、国別報告（CbCR）を行うグループのメンバーである。• 報告期間中のいずれかの時点において、国別報告（CbCR）を行う親会社またはそのグループメンバーが、オーストラリアの居住者またはオーストラリアに恒久的施設を持つ外国居住者である。• 収入を得た年度の総収入高にオーストラリアを源泉とする収入が1千万AUD以上含まれている。• 免除対象となる法人でないこと、または免除される法人のクラスに含まれていないこと*1。 <p>*1 ATOは、政府系企業については免除されると定めている。</p>
適用開始年度	2024年7月1日以降開始する事業年度
開示期限	適用対象者の報告期間の終了後12ヵ月以内
言語	英語
セーフガード条項	なし。ただしATOによる裁量的な免除が認められる場合がある。

オーストラリアPublic CbCRの導入 (2/3)

オーストラリアにおけるPublic CbCRの法制化内容

罰則	<p>義務（特定の税務情報の提供、提出、通知）を拒否または怠った法人には罰則が科される。新しい制度では、この要件が拡大され、国別報告（CbCR）を「公表」する義務にも行政罰が適用されることになる。</p> <p>具体的には、以下の場合に罰則が適用され、罰金の最大金額は825,000 AUDである。</p> <ul style="list-style-type: none">• 情報を公表する義務がある法人であるにもかかわらず、期限内にそれを行わなかった場合。• 「重大な」誤りを訂正するために情報を公表する義務がある法人であるにもかかわらず、期限内にそれを行わなかった場合。
開示事項	<p>➢ 以下の情報を、オーストラリア税務局長官（Commissioner）に提供し、オーストラリア政府のウェブサイトにて公開</p> <ul style="list-style-type: none">• 税に対するアプローチの声明• 事業内容• 第三者からの売上高• 関連者からの売上高• 税引前利益• 当該年度に実際に納付した税額• 当該年度において発生した税額• 有形資産（現金および現金同等物を除く）の当期末における簿価• 従業員数• 発生した法人所得税と、法定税率を適用した場合の税額との差異の理由• 計算に使用した通貨
指定管轄法域	オーストラリアのPublic CbCRにおいて、区分し個別に表示する必要がある国・地域（次頁参照）

オーストラリアPublic CbCRの導入 (3/3)

オーストラリアにおけるPublic CbCRの法制化内容

- アンドラ
- アンギラ
- アンティグア・バーブーダ
- アルバ
- バルバドス
- パハマ
- バーレーン
- ベリーズ
- バミューダ
- 英領ヴァージン諸島
- ケイマン諸島
- クック諸島
- キュラソー
- ドミニカ
- ジブラルタル
- グレナダ
- ガーンジー
- 香港
- マン島
- ジャージー
- リベリア
- リヒテンシュタイン
- モーリシャス
- モナコ
- モントセラト
- ナウル
- ニウエ
- パナマ
- マーシャル諸島共和国
- セントクリストファー・ネイビス
- セントルシア
- シント・マルテン (オランダ領)
- セントビンセントおよびグレナディーン諸島
- サモア
- サンマリノ
- セーシェル
- シンガポール
- スイス
- タークス・カイコス諸島
- アメリカ領ヴァージン諸島
- パヌアツ

Thank you



本テキストを利用する場合には、経済産業省HPに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。

<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2025年10月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.